

新町支店普通預金)に使用料を振り込まなければならない。県社協は入会確認後、月末使用分までの金額を集計して翌月10日までに青森県に報告し、県が送付してくる納入告知書をもって同口座から納入する流れになっている。この使用料は青森県県民福祉プラザ条例第3条別表において定められており、青森県の歳入に帰属するものであるが、納入告知書未発行の状態にある使用料については、使用料の収納事務を受託している県社協に一時的に帰属する預り金約性質のものである。

(意見)

県社協は社会福祉法人会計基準に準拠して複式簿記の方法により会計処理・会計報告を行っており、また、契約上の受託責任履行の説明責任として、この預り金及び普通預金残高(平成16年3月31日現在855,775円)を貸借対照表に計上すべきものと考えられる。

(2) 競争入札の実効性

平成15年度について県社協から他への委託契約件数は全部で21件であり、そのうち競争入札を実施したのは下記4件である(その他17件は随意契約)。

委託番号	契約名称	予定価格 (消費税込)	契約金額 (消費税込)	指名者数
1	設備管理業務委託	16,600千円	17,430千円	4社
2	清掃業務委託	17,218千円	18,060千円	4社
13	福祉機器保守点検業務委託	660千円	1,069千円	
21	物品供給(重畳/単価契約)	36.75円	39.37円	11社

平成13年度から15年度までの委託契約状況(100万円以上のもの)は下記のとおりである。

(単位:円)

No	契約方法	業務名称	委託先	15年度	14年度	13年度
1	入札	設備管理業務	T社	17,430,000	17,776,500	17,776,500
2	入札	清掃業務	K社	18,060,000	18,452,700	18,270,000
13	入札	福祉機器保守点検	NF協会	1,069,820	945,000	1,781,640
21	入札	物品供給(A重畳単価)	AS組合	39.37	36.75	40.95
3	随意	警備業務	S社	1,020,600	1,020,600	1,020,600
4	随意	空調設備保守点検	DD社	8,431,500	8,431,500	8,431,500
5	随意	消防用設備保守点検	NT社	2,668,469	2,668,469	2,668,469
9	随意	エレベーター保守点検	M社	2,016,000	2,016,000	2,016,000
10	随意	エスカレーター保守点検	HB社	1,108,800	1,108,800	1,108,800
11	随意	植栽管理	DO社	2,229,793	2,309,126	2,325,669
18	随意	夜間事務補助(時間単価)	AJセンター	882	882	882
19	随意	除排雪業務	HS社	1,363,950	1,689,975	1,102,500

上表に係る委託契約の状況を比較検討した結果、委託総件数、指名件数などに全く変化がなく、事実上固定化された指名競争入札であるといえる。

また、委託番号1と2の指名業者4社は同じ顔ぶれであり、指名業者も固定化された状況にある。更に、契約金額についてはほぼ毎年同額で推移し、すべて予定価格を超えているために、応札者の中から最も低い価格を提示した会社と契約する結果も3年間同じである。

(意見)

この委託費の低減化は青森県が支出する管理運営委託費の低減化に直結するものである。入札制度の改善について青森県はこの数年積極的に取り組んできたことと認識している。もし、県社協の規程に準拠することによって競争入札の実効性が阻害されているならば、事実上県が委託することと同一のこのケースについては、青森県と同一の指名競争入札基準を適用すべきと考えられる。

(3) 公益事業としての県民福祉プラザ受託経営

(意見)

社会福祉法人は社会福祉法に定める社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができる(参考:「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号他通知))。その場合には定款に事業内容を記載する必要があり、県社協の定款第2条(25)において「県民福祉プラザの受託経営」と明記されている。社会福祉法人の定款は厚生労働省が示す「社会福祉法人定款準則」に準拠する必要があり、現実的には法人社協モデル定款に倣って作成していると思われる。公益事業を行う場合、事業規模等を勘案して定款記載を行わなければならないが、福祉サービス以外で社会福祉法人審査要領において公益事業として具体的に記載されている事業については、「公益を目的とする事業」の章を設けて、事業種別を記載することが原則とされている。自治体からの受託事業で定款記載が必要な場合も同様とされており、県社協の定款について改善の余地があると考えられる。

(4) 消費税

消費税の納税については、平成11年3月期(平成10年度)の課税売上高が17,630千円となったことから、消費税の納税義務者でなくなり、平成12年度以降は納税を免除されている。平成11年度の課税売上高の明細表によると、主な課税売上高は広告料、介護福祉講座参加費、講習会参加費、体験事業参加費等であり、平成10年度から開始した県民福祉プラザ管理運営受託事業は非課税収入としている。社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等は非課税とされ、消費税基本通達6-7-9によれば、社会福祉法人が地方公共団体から当該地方公共団体が設置した社会福祉施設の経営を委託された場合、その社会福祉施設の経営は社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、非課税になるものとされている。

(意見)
 県民福祉プログラムは、社会福祉法第 2 条に定める事業を行う施設ではないため、社会福祉施設と認定されない可能性があり、その管理運営委託料は消費税の課税取引と認定される可能性が強いものと考える。

3. 生活福祉資金貸付及び高齢者支援資金について

(1) 計算書類の整合性について
 直近期の 2 事業年度において、資金収支計算書と貸借対照表の間で「繰越金」の金額が不整合となっている。

(単位：円)

会計の区分	年度	資金収支計算書の繰越金 ①	貸借対照表の繰越金 ②	差額
				①-②
生活福祉資金	平成 14 年度	93,182,757	91,158,589	24,168
事業特別会計	平成 15 年度	125,531,037	125,555,205	▲24,168
高齢者支援資金事業特別会計	平成 14 年度	954,005,790	954,605,000	790
計	平成 15 年度	883,419,890	881,420,650	▲760

また、平成 15 年度末では、貸借対照表の中で「繰越金」の金額について以下のような不整合がある。

(単位：円)

会計の区分	流動資産と流動負債の差額 ①	繰越金 ②	差額 ①-②
生活福祉資金事業特別会計	125,531,037	125,555,205	▲24,168
高齢者支援資金事業特別会計	882,884,790	881,420,650	▲533,860

この特別会計においては、「資金（繰越金）」を「流動資産と流動負債の差額」と定義しているため、上の表の内容は恒期例外なく一致するものであり、一致していないければ会計処理の一端に誤りがあることを示している。

(意見)
 会計処理に電算システムを導入していても、総務と人材は人間の作業によって行われているために間違いを犯すことも有り、また、電算システムも全ての取引に適切に対応しているとは限らない。したがって、アラートアラクト資料の数値の調査等は月次試算表ベースから日常的にチェックを行う必要がある。

(2) 計算書類と貸付事業業務システムとの残高の不整合について

生活福祉資金貸付事業については、全国の都道府県共通の業務システムが導入されており、県社債も当システムにより貸付金管理を行っている。この業務システムの残高と貸借対照表の残高との間に不整合が生じており、直近 3 期の差異の状況は次のとおりである。

(単位：円)

勘定科目	区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		貸借対照表残高	業務システム残高	業務システム残高
貸付金 更生資金	差引額	0	0	4,561,320
	貸借対照表残高	180,012,167	163,980,440	137,723,975
貸付金 住宅資金	差引額	180,016,807	163,983,080	162,289,935
	業務システム残高	▲4,640	▲4,640	▲4,565,960
借権償却累計額	貸借対照表残高	99,470,888	106,575,247	108,132,493
	業務システム残高	86,080,400	97,848,438	108,904,938
貸借対照表残高	差引額	13,390,488	8,726,789	▲772,445
	業務システム残高	79,089,142	79,089,552	16,598,586
欠損補填積立金	業務システム残高	79,058,788	79,058,788	16,315,086
	差引額	9,334	10,764	283,500

(意見)

上表のうち、平成 15 年度の貸付金の更生資金と住宅資金の不整合については、会計処理の方で、更生資金と住宅資金の勘定科目を取り違えて処理したため起きたものである。本来なら計算書類を修正する必要がある事項といえるが、平成 16 年度において修正の会計処理をすることにより整合させていく方法も考えられ、重要性から判断していくべき問題と考えられる。

また、他の不整合については過去から繰り返してきているものがあり、過去に遡って原因を突き止めて適当な対応をしていく必要がある。さらに、このような不整合の再発防止により正しい計算書類を作成していくことが大事であり、月次試算表ベースで日常的に業務システム残高と会計システム残高の整合性をチェックしていくという基本業務の徹底が望まれる。

(3) 貸借対照表の注記事項の記載金額について

平成 15 年度の生活福祉資金事業特別会計貸借対照表の注記事項についても、業務

システムの金額と以下のような相違がある。

(単位：円)

注記事項	記載金額	業務システム金額	差額
当年度債権償却額	128,099,127	11,794,890	116,304,237
(うち欠損補填積立金を戻した額)	57,343,309	2,241,620	55,101,689
債権償却累計額	234,674,374	108,904,938	125,769,436
(うち欠損補填積立金を戻した額)	57,343,309	56,593,434	749,875

(意見)

このように大きな相違があるのは、記載すべき事項を勘違いしたことによる。注記事項は、財務情報の利用者に対して、計算書類を補足する情報を提供するために用意されているものであり、注記すべき各項目について、意味や有用性をよく理解したうえで計算書類の作成に当たることが望まれる。

また、計算書類の作成業務の中には、注記事項等の表示方法も含めて適切性をチェックするというような内部コントロールが働く仕組みを組み込む必要がある。

(4) 生活福祉資金貸付金の延滞状況等について

①生活福祉資金貸付金の残高の年度別推移

直近3事業年度の貸付種別毎の残高推移は以下のとおりである。

なお、前述のとおり、住宅資金に関して貸借対照表残高と業務システム残高に4,640円の差があるため、以下は業務システムベースの金額で記載している。また、千円未満の端数金額を切り捨てて表示している。

<平成13年度>

(単位：千円)

貸付種別	H13.3.31 残高	H13.4.1～H14.3.31		支払免除	H14.3.31 残高
		貸付	回収		
更生資金	171,642	14,373	26,350	—	159,665
障害者更生資金	59,238	9,586	11,593	—	57,231
生活資金	14,675	2,398	2,627	—	14,446
福祉資金	73,008	8,124	16,812	—	64,320
住宅資金	186,106	40,803	46,893	—	180,016
修学資金	1,632,646	250,756	184,953	—	1,698,449
療養・介護資金	11,924	2,977	3,043	—	11,857
災害援護資金	33,519	—	11,178	—	22,340
合計	2,182,762	329,016	303,452	—	2,208,327

<平成14年度>

貸付種別	H14.3.31 残高	H14.4.1～H15.3.31		支払免除	H15.3.31 残高
		貸付	回収		
更生資金	159,665	13,787	21,993	—	151,459
障害者更生資金	57,231	12,600	14,428	—	55,403
生活資金	14,446	2,163	3,597	—	13,012
福祉資金	64,320	14,911	14,521	—	64,710
住宅資金	180,016	21,470	37,502	—	163,985
修学資金	1,698,449	265,094	210,333	—	1,753,210
療養・介護資金	11,857	2,619	3,266	—	11,210
災害援護資金	22,340	—	7,929	—	14,411
合計	2,208,327	332,644	313,568	—	2,227,403

<平成15年度>

貸付種別	H15.3.31 残高	H15.4.1～H16.3.31		支払免除	H16.3.31 残高
		貸付	回収		
更生資金	151,459	20,090	20,599	4,844	146,104
障害者更生資金	55,403	4,955	7,046	—	53,312
生活資金	13,012	824	2,869	—	10,966
福祉資金	64,710	15,122	14,175	—	65,657
住宅資金	163,985	30,300	31,711	283	162,289
修学資金	1,753,210	260,431	232,040	—	1,781,600
療養・介護資金	11,210	13,121	3,556	—	20,774
災害援護資金	14,411	—	3,244	—	11,166
緊急小口資金	—	590	160	—	429
合計	2,227,403	345,433	315,407	5,128	2,252,302

貸付金残高は毎期増加しており、平成12年度末残高2,182,762千円から平成15年度末残高2,252,302千円まで69,540千円の増加である。

支払免除は平成15年度に5,128千円行っているのみである。

②生活福祉資金貸付金残高の状況別内訳

平成 15 年度末の貸付金残高の滞納状況等の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付種別	年度末残高	滞納元金	返済期限 到来済元金	時効完成 済元金	償却累計額
更生資金	268 件	184 件	120 件	16 件	
	146,104	75,518	50,946	9,866	(▲41,813)
障害者更生資金	64 件	36 件	26 件	1 件	
	53,312	18,706	11,585	33	(▲8,779)
生活資金	42 件	32 件	18 件	— 件	
	10,966	4,826	3,104	—	(▲1,754)
福祉資金	109 件	55 件	26 件	— 件	
	65,657	19,657	12,339	—	(▲5,092)
住宅資金	232 件	139 件	87 件	7 件	
	162,289	53,721	26,954	1,927	(▲14,906)
修学資金	3,307 件	1,168 件	312 件	15 件	
	1,781,600	133,852	48,718	3,579	(▲28,924)
療養・介護資金	85 件	46 件	23 件	— 件	
	20,774	4,038	3,139	—	(▲2,198)
災害援護資金	32 件	30 件	30 件	1 件	
	11,166	10,567	10,159	168	(▲4,664)
緊急小口資金	12 件	9 件	3 件	— 件	
	429	217	62	—	(▲429)
合計	4,151 件	1,699 件	645 件	40 件	
	2,252,302	321,107	167,010	15,575	(▲110,893)

離職者支援資金	104 件	38 件	— 件	— 件	
	116,579	1,746	—	—	(▲—)

総合計	4,255 件 (100%)	1,737 件 (41%)	645 件 (15%)	40 件 (1%)	
	2,368,882 (100%)	322,853 (14%)	167,010 (7%)	15,575 (1%)	(▲110,893) (▲5%)

貸付種別に滞納状況等に大きな差が生じているが、離職者支援資金も含めた貸付金の総合計で見ると、平成 15 年度末の 4,255 件 2,368,882 千円のうち、件数ベースで 41%、金額ベースで 14%について当初契約時の返済条件が守られずに延滞が発生している。

また、返済期限到来済の貸付金は 645 件 167,010 千円あり、うち時効が完成している元金は 40 件 15,575 千円である。

③欠損補填積立金の年度別推移

生活福祉資金貸付原資が、貸付金の長期滞納や償還免除により不足することに備えて、欠損補填積立金を設けている。なお、この積立金の当初の原資も、貸付原資と同様に国費及び県費の交付（補助金）である。

直近 3 事業年度の残高推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	期首残高	増 加		減 少		期末残高
		受取利息 (注 1)	貸付利子 (注 2)	免除 (注 3)	債権償却 (注 4)	
平成 13 年度	79,058	9	—	—	—	79,068
平成 14 年度	79,068	1	—	—	—	79,069
平成 15 年度	79,069	0	—	5,128	57,343	16,598

(注1)欠損補填積立金は預貯金として保管することになっており、その預貯金から生ずる利子は全額欠損補填積立金として積み立てることになっており、その分の増加額である(社生第90号第9-3(4))。

(注2)生活福祉資金貸付金の償還利子収入のうち1%分を全額欠損補填積立金として積み立てることになっており、その分の増加額である(社生第90号第9-3(1))。

(注3)生活福祉資金貸付金の元金の償還免除に相当する額は、欠損補填積立金を取り崩して貸付資金に充当することとされており、その分の減少額である(社援第1729号第2)。

(注4)生活福祉資金貸付金の元金の償却に相当する額は、欠損補填積立金を取り崩して貸付資金に充当することができることとされており、その分の減少額である(社援第1272号第4)。

直近の 3 期で見ると、欠損補填積立金は、預貯金から生ずる利子のみの極めて少額の積み立てに限られている。また、欠損補填積立金を取り崩して貸付資金に充当する処理は、平成 15 年度でのみ行われている。

以上、①～③の貸付金と関連する科目の年度別推移や残高の状況から、次の問題点を指摘できると思われる。

(意見)

- 1) 貸付金の償還免除は平成 15 年度に 5,128 千円行っているが、それでもまだ 40 件 15,575 千円の時効完成済の貸付金残高が存在する。時効完成済ということは、債権債務関係が消滅しているということなので、償還免除手続を要すると考えられる。さらに、社援第 1729 号第 1 では、時効完成の他の償還免除の適格要件として、死亡や所在不明、償還期限到来後 2 年経過などで、かつ借受人、相続人及

び連帯保証人からの償還が困難であるときなどを列挙している。これらも検討すると、償還免除手続を要する貸付金はさらに増加すると想定される。

貸付金の償還免除の資金的要件としては、「償還免除は、免除を行おうとする貸付金の元金の額が当該欠損補填積立金の額の範囲内で行うものとする(社援第1729号)」とされ、また、「都道府県社協は、貸付金の償還免除を行うに当たって欠損補填積立金が不足する場合は、都道府県知事に貸付資金の取崩しを協議し、都道府県知事は貸付資金の取崩しについて厚生労働大臣の承認又は指示を受けた上で、都道府県社協に対して承認又は指示を行うものとする(社生第90号)」とされている。したがって、欠損補填積立金の残高(平成15年度末残高16,598千円)にかかわらず、都道府県知事に貸付資金の取崩しを協議することにより償還免除を進めていく必要がある。

2) 低所得者、障害者又は高齢者に対する資金の貸付であるため止むを得ない面があると思うが、貸付金の延滞発生率が非常に高い。貸付種別で一番延滞が多いのは更生資金貸付金であり、平成15年度末では、件数ベースで69%、金額ベースで52%の延滞発生率となっている。全体でも、上述のように件数ベースで41%、金額ベースで14%について当初契約時の返済条件が守られずに延滞に至っており、返済を伴う貸付制度としてうまく成り立っているとはいいたいと思われる。

このような状況は、借受人が独立自活に真摯な努力をして、「借った金は必ず返す」というモラルを実行している人が損をしかねないといったことも心配される。例えば、リバースモーゲージ(持ち家を担保にした資金の貸付)の比重を高めたり、金融機関の代理貸付のような制度を取り入れたり、貸付種別を絞ったり、貸付審査と連帯保証人の審査を厳しくするなど、何らかの対策が必要と考える。

加えて、生活保護に至る前に低所得者、障害者又は高齢者に対して資金の貸付を行い、自立生活を支援するということは社会福祉に整合する事業であろうが、一方で、こういった借受者に対して厳格な態度で回収を図っていくという行動は、社会福祉の担い手である県社協や市町村社協には相容れないものとなり、無理が生じていると思われる。これが延滞発生率の高さの原因の一つになっていると考えられる。

3) 社生第90号通知の第9-3(1)によると、生活福祉資金貸付金の償還利子収入3%のうちの1%分を欠損補填積立金として積み立てることになっている。しかし、毎期、利子収入の全額を生活福祉資金貸付事務費特別会計へ繰り出して事務費や事業費として使っており、1%分の積立は実施されていない。これは、欠損補填積立金の残高が償還免除すべき金額及び償却累計額と比べて少額である一因になっている。

(5) 実質損益計算書

① 生活福祉資金会計

生活福祉資金貸付事業の会計は、「生活福祉資金事業」と「生活福祉資金貸付事務費事業」に分かれているが、参考資料として、これらを合体して当該事業の実質の損益を計算してみると次のような結果になる。

なお、この計算は、平成15年度滋賀県包括外部監査結果の内容を参考にしており、収入から一般会計繰入金収入と事務費補助金収入を除外し、債権償却額を貸倒引当金繰入とみなして損失計上し、また、償却済貸付金回収額はそのまま収益計上することにより行っている。

(単位：千円)

科 目		平成13年度	平成14年度	平成15年度
収 入 の 部	事業収入			
	貸付金利子収入	10,537	8,819	7,133
	延滞利子収入	2,440	3,415	2,705
	計	12,977	12,234	9,838
	雑収入			
	利息収入等	15	26	1
	計	15	26	1
	収入合計	12,992	12,260	9,839
支 出 の 部	事務費			
	人件費	14,603	14,517	12,911
	会議費	597	213	266
	旅費交通費	110	131	133
	事務諸費	3,928	5,205	3,956
	計	19,238	20,067	17,266
	事業費			
	貸付調査償還指導費	9,773	9,732	9,746
	市町村社協事務費	1,906	5,411	5,408
	債権管理強化推進費	1,115	1,236	1,143
計	12,795	16,379	16,297	
繰出金				
退職給与積立金繰出金	734	832	649	
	支出合計	32,766	37,277	34,212
	収支差額	▲19,775	▲25,017	▲24,373
調 整	当期の債権償却額	33,958	13,427	11,699
	償却済貸付金回収額	3,379	6,350	4,580
	償還免除額	—	—	2,896
	差引計・実質損益	▲50,354	▲32,094	▲34,388

(参考)

県からの事務費補助金収入	16,288	22,744	20,461
一般会計繰入金収入	4,570	2,298	3,842

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間の実質損益の累計は▲116,836 千円であり、独立採算には大きく足りないというのが実態である。

さらに、各期の事業収入が 10 百万円～12 百万円なのに対して、各期の事務費と事業費は 30 百万円以上発生しており、債権償却額などを考慮しない「収支差額」段階でも大きく赤字になっている。

② 離職者支援資金会計

離職者支援資金貸付事業の会計についても、「離職者支援資金事業」と「離職者支援資金貸付事務費事業」に分かれている。上記と同様の方法で、参考資料として、合体した実質の損益計算書を作成してみると次のようになる。

(金額単位：千円)

科 目		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収 入 の 部	事業収入			
	貸付金利息収入	—	7	270
	延滞利息収入	—	—	—
	計	—	7	270
	雑収入			
	利息収入等	—	3	32
	計	—	3	32
	収入合計	—	10	302
支 出 の 部	事務費			
	人件費	67	—	—
	会議費	145	431	—
	旅費交通費	—	—	—
	事務諸費	887	9,108	347
	計	1,098	9,539	347
	事業費			
	貸付調査償還指導費	9,732	—	—
	市町村社協事務費	2,010	670	—
	債権管理強化推進費	—	—	—
	計	11,742	670	—
繰出金				
退職給与積立金繰出金	—	—	—	
支出合計	12,840	10,209	347	

収支差額		▲12,840	▲10,199	▲45
調 整	当期の債権償却額	—	—	—
	償却済貸付金回収額	—	—	—
	償還免除額	—	—	—
差引計・実質損益		▲12,840	▲10,199	▲45

(参考)

県からの事務費補助金収入	12,840	10,192	—
一般会計繰入金収入	—	7	43

離職者支援資金貸付制度は平成 13 年度から開始されており、貸付利息収入はまだ少額の計上にとどまっているため、実質損益のマイナス分を補助金収入と一般会計繰入金収入で概ね賄っている。

(6) 生活福祉貸付金制度について

生活福祉貸付制度は、昭和 30 年に発足した「世帯更生資金貸付制度」が形を変え、数十年にわたって続いてきたものである。もともと国が作った制度で、貸付資金財源も国と都道府県からの補助金によっている。

過去においては、この制度の意義は大きく、近年においても、一定の効果をあげているものと思われる。しかしながら、制度発足後数十年が経過し、多くの点で制度自体や会計処理に関する限界や矛盾が感じられる。

国の制度であるため、青森県単独での変更は困難と思うが、国を巻き込んで制度改革に関する議論を進める必要があると思う。

(意見)

① 県社協の説明によると、平成 15 年度の償還計画額に対する償還額の割合（償還率）の全国平均は 29.2%に過ぎず、青森県は 49.1%で全国第 6 位の優秀な成績であるとのことである。ちなみに、当該データによると、全国 1 位は鹿児島県の 75.4%、最下位は香川県の 10.0%である。このような貸付金が貸付金という名に値するかどうかが疑問である。貸付金という名称ではあるが、実質的には補助金の要素が強いものと思われる。

② 社会福祉協議会側の経理は、平成 10 年 5 月 15 日厚生省社会・援護局長通知の「生活福祉資金会計準則」（以下、「会計準則」という。）によって行うこととされている。

会計準則によると、国及び県から交付された補助金（貸付金の財源）は、社会福祉協議会側では、固定負債に「交付金」として計上される。固定負債ということは、会計上、いつかは返済の義務のあるお金であると位置づけられているものと考えられる。